**平成２５年（フ）第５５６７号**
大阪市福島区福島３丁目１番57―1112号
破産者　西岡　大輔
1　決定年月日　平成26年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第４０９号**
神戸市長田区前原町１丁目20番16号
破産者　宮島　　茂
1　決定年月日　平成26年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第３８２号**
兵庫県宝塚市逆瀬台１丁目５番２―412号、前住所兵庫県川西市緑台３丁目２番地の102
破産者　大北さよみ
1　決定年月日　平成26年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

**平成２５年（フ）第２１０号**
兵庫県川西市加茂１丁目６番14号、開始決定時の住所兵庫県川西市緑が丘１丁目31番16号
破産者　久保　昭彦
1　決定年月日　平成26年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

**平成２５年（フ）第９３号**
福岡県柳川市筑紫町70番地47
破産者　古賀　実美
1　決定年月日　平成26年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

**平成２５年（フ）第４８５号**
北九州市小倉北区大門２丁目３―21―802、住民票上の住所北九州市小倉南区城野２丁目１番39号　103
破産者　藤田　正輝
1　決定年月日　平成26年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２５年（フ）第６２４号**
北九州市小倉南区徳力４丁目13番１号
破産者　岡本シズヱ
1　決定年月日　平成26年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２５年（フ）第６２号**
佐賀県小城市牛津町乙柳881番地10　日の出ビル302号
破産者　山下　和子
1　決定年月日　平成26年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２５年（フ）第１９号**
群馬県みどり市大間々町大間々2080番地９サンライフスズキ３―102
破産者　武田　賢治
1　決定年月日　平成26年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所桐生支部

**平成２５年（フ）第２１号**
群馬県桐生市川内町２丁目183番地の13
破産者　武田　絹代
1　決定年月日　平成26年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所桐生支部

**平成２５年（フ）第６２号**
群馬県桐生市元宿町11番38号
破産者　下山　純子
1　決定年月日　平成26年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所桐生支部

**平成２５年（フ）第８４号**
群馬県桐生市川内町３丁目乙40番地
破産者　矢島　愼司
1　決定年月日　平成26年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所桐生支部

**平成２５年（フ）第１８２号**
神奈川県三浦郡葉山町堀内328番地の３
破産者　浦岡　伸行
1　決定年月日　平成26年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

**平成２５年（フ）第２０２号**
神奈川県横須賀市田戸台54番地　石川貸家
破産者　郡司　　求
1　決定年月日　平成26年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

**平成２５年（フ）第２０５号**
神奈川県横須賀市小矢部２丁目27番12号　高野マンション203
破産者　山本　重樹
1　決定年月日　平成26年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

**平成２５年（フ）第１１０号**
新潟県見附市本町１丁目１番31号
破産者　山井　　馨
1　決定年月日　平成26年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

**平成２５年（フ）第１６９号**
新潟県十日町市城之古494番地
破産者　松澤　喜政
1　決定年月日　平成26年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

**平成２５年（フ）第２４７号**
愛知県江南市古知野町宮前182番地
破産者　伊藤　伸吾
1　決定年月日　平成26年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２５年（フ）第４７号**
愛知県豊川市御津町広石祓田58番地　エトワールⅡ203号、開始決定時の住所愛知県豊川市為当町椎ノ木172番地
破産者　福澤　賢一
1　決定年月日　平成26年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係